令和４年度

第３８１回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	沖縄市農業委員の皆さん、こんにちは。 ただいまから令和４年度第３８１回総会を開催いたします。 それでは事務局より報告があるので、事務局、説明をお願いいたします。
事務局	皆さん、こんにちは。事務局より報告します。 令和４年８月１日付、一般社団法人沖縄県農業会議より沖縄市農業委員会会長へ女性農業委員登用アドバイザーの委嘱状の交付の依頼がございました。つきましては、ただいまから本市農業委員屋宜文委員へ委嘱状の交付式を行います。屋宜委員、どうぞ前のほうへお願いいたします。 （委嘱状交付式）
事務局	ありがとうございました。今後とも農業委員への女性登用につきましてご指導、ご教示くださいますよう、よろしくお願いいたします。 続きまして第３８１回総会開催に当たり、出席委員または待機をお願いした農業委員へのご報告をいたします。沖縄県は新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律により、沖縄県医療非常事態宣言を発出しました。このことから、新型コロナウイルスの感染症急拡大の抑制及び拡大を防ぐため、農業委員会組織運営等につきましても令和２年４月８日付、全国農業会議所からの運営方針により、次のとおりといたします。１、総会出席の２分の１での委員参加で総会成立となりますので、９名の委員を招集し、５名の委員を待機といたしました。議事進行におきましては１号議案１件、２号議案１１件、３号議案２件、一括して意見を求めることといたします。また、現地調査報告書もお読みください。以上でございます。
議長	事務局からは以上であります。沖縄市農業委員会総会規則第８条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は１４名中９名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 沖縄市農業委員会総会規則第１５条第２項に規定する議事録署名人ですが、６番の大城信男委員、１１番の仲泊元輝委員、よろしくお願いします。 議案書及び見取り図は事前にお配りしておりますので、調査報告については割愛させていただきます。 議案第１号、受付番号８番、農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について、議案第２号、受付番号３３番から４３番、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、議案第３号、受付番号３番から４番、非農地証明交付申請について、以上３議案について、委員の意見を求めます。はい、どうぞ１番、仲宗根正人委員。
１番	受付番号３９番、議案書４ページ、見取図の７ページになります。３番仲宗根哲也委員と現地調査をしまして、当該農地のほうを確認いたしました。この場所は、２年前に受け人が渡し人の親より第３条によって贈与されたというふうに伺っております。まだ３条で２年しかたっておらず、また今回の譲受人も

	渡し人の代表であります会社に共同住宅として転用する申請が上がっておりますが、３条でまだ農業をしている経験が浅い中で共同住宅に転用する許可を出すのに対しては、ちょっと許可相当とは言い難いかと思いまして、今日お集まりの委員の皆さんにも意見を求めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。 どこか補足がありましたら、事務局より説明のほうをお願いしたいと思います。
議長	しばらく休憩いたします。 （― 休　憩 ―）
議長	再開いたします。 議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号３９番について許可相当とすることに異議があるとの意見がございますが、ほかに意見はございますか。 議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号３９番について不許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	賛成多数でありますので、議案第２号、受付番号３９番については不許可相当といたします。 ほかの議案について、ご意見はございませんか。どうぞ、１２番
１２番	議案書の２ページの番号３３、見取図の２ページです。この土地なんですけれども、前回は取下げになったようなんですが、今度はまたどういうふうな経緯で。というのはですね、休憩してからしますか。
事務局	大丈夫です。前回は、里道から入る計画だったんですね。そうしたら、そこからは入れないです。ここをぱっと見たら道みたいにして、見取図だけ見たら道みたいなんですが、そこからは進入できません。それで取下げになりました。前回はです。今回の計画は同じ資材置場なんですけれども、転用目的は資材置場なんですけれども、この県道環状線の上から螺旋階段でもって造るそうです。螺旋階段でもってそこから進入いたします。このことについては、県の管理者、あと警察との協議をしてこれが設置可能である。あとは建築基準法にもその螺旋階段に関しては何ら問題がないというご報告を受けています。それで、そこから人力で小さな看板によって搬出・搬入するそうです。一応プレハブ等々はございますけれども、それは県道から、環状線からクレーンを使って設置するという運びになるそうです。これは県のほうにも確認はしております。できるかどうかですね。

議長	１２番委員、大丈夫ですね。まだ、どうぞありましたら。
１２番	休憩していただけますか。
議長	しばらく休憩いたします。 （― 休　憩 ―）
議長	再開いたします。 意見がございましたらどうぞ。なければ進行いたします。 別に意見がないようですので進行いたします。 議案第１号、受付番号８番、農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見については許可相当。議案第２号、受付番号３３番から３８番、４０番から４３番、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見については許可相当。受付番号３９番、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見については不許可相当といたします。議案第３号、受付番号３番から４番、非農地証明交付申請については承認。以上、３議案について異議はありませんか。 「異議なし」の声あり
議長	議案第１号、受付番号８番、農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見については許可相当。議案第２号、受付番号３３番から３８番、４０番から４３番、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見については許可相当。受付番号３９番、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見については不許可相当。議案第３号、受付番号３番から４番、非農地証明交付申請については承認。以上、３議案について賛成の委員は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員が賛成でありますので、議案第１号、受付番号８番、農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見については許可相当。議案第２号、受付番号３３番から３８番、４０番から４３番、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見については許可相当。受付番号３９番、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見については不許可相当。議案第３号、受付番号３番から４番、非農地証明交付申請については承認といたします。 議案第１号から議案第３号までの審議、大変お疲れさまでございました。 これをもちまして、令和４年度第３８１回総会を閉会いたします。

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和４年８月２６日

会　長　池宮城武榮　印

議　長　池宮城武榮　印

６番　大城信男　印

１１番　仲泊元輝　印